

～結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助します～

安芸市は新婚さんを応援しています

補助対象経費・補助金額

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支払った下記費用を補助します。

住居費

物件の購入・賃借費用

※購入費（改修）、家賃、敷金、礼金
共益費、仲介手数料など

※婚姻前の転居や配偶者の居宅へ
転居した場合も対象となる可能性
があります。



※予算の範囲内で補助を実施

引っ越し費用

引っ越し業者に支払った費用

※レンタカー等を借りて自ら引っ越し
した場合や、友人等に手伝ってもらい
引っ越しをした場合は対象外

年齢	補助額	
	親世帯と同近居	親世帯と同近居以外
29歳以下	60万円	40万円
30～39歳	45万円	30万円

※ 同近居とは、直線距離でおおむね5km以内のこと

対象者の主な要件

次の①～⑤を含むすべての要件に該当する夫婦

- ①令和6年1月1日～令和7年3月31日の間に婚姻した夫婦
- ②夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下
- ③令和5年中の夫婦の所得の合算額が500万円未満

※貸与型奨学金を返済している方は、返済額を所得から控除し算出

- ④安芸市内の居宅に、夫婦とも居住していること
- ⑤安芸市税・高知県税の滞納がないこと



など

申請期間

令和6年4月1日(月) ～ 令和7年3月21日(金)
(月～金 8:30～12:00、13:00～17:15)

問い合わせ先

安芸市役所 企画調整課 企画係

〒784-8501 高知県安芸市土居82-1 2階 **2**の窓口

電話:0887-35-1012 FAX:0887-35-4445

E-mail:kikaku@city.aki.lg.jp



結婚新生活支援事業 補助金について

※婚姻日前の転居や配偶者の居宅へ転居し同居した場合の賃料等も補助対象の可能性がありますが、不明な点はお問い合わせください。

※お問い合わせ時に、令和5年分の源泉徴収票、確定申告書(写)や住宅の購入、改修、賃貸、引っ越しの契約書や領収書がお手元にあると、補助要件の確認が早くできます。

チェック欄	主な補助要件チェックリスト	提出書類
<input type="checkbox"/>	婚姻日(R6.1.1~R7.3.31)時点の年齢が夫婦とも39歳以下である。	戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	安芸市内の居宅に同居し、夫婦とも住民基本台帳への記載がある。	住民票(謄本)
<input type="checkbox"/>	夫婦のR5年中の合計所得(☆下段参照)が500万円未満である。	所得証明書
<input type="checkbox"/>	引っ越し業者へ夫婦どちらかが支払った費用であり、領収書がある。	見積書・領収書(写)
<input type="checkbox"/>	住居費(賃借):夫婦どちらかが名義の契約書、領収書がある(見込)	見積書・領収書(写)
<input type="checkbox"/>	住居費(購入・改修):夫婦どちらかが名義の契約書、領収書がある(見込)	見積書・領収書(写)
<input type="checkbox"/>	夫婦とも安芸市税等、高知県税の滞納がない。	高知県納税証明書
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助等を受けていない	
<input type="checkbox"/>	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。	

※領収日はR6.4.1~R7.3.31の間に支払った費用であること。

☆所得要件 令和5年中の夫婦の所得の合算額が500万円未満であること

* 所得は、収入や手取り給与とは異なります。

* 所得の確認の例(給与収入者:源泉徴収票のみの場合)

下記の場合:支払金額 = 収入 410万円

給与所得控除後の金額 = 所得 274万円

令和5年分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ)	安芸 弥太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	4100000	2740000	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)
有 無等	老人	特定 老人 その他	特別 その他
有 無等		人 人 人	人 人 人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額